

## 第2回 世田谷区子ども・子育て会議議事録

### 日 時

平成30年8月28日(火) 9:30~11:45

### 場 所

世田谷区役所第3庁舎3階 ブライトホール

### 出席委員

森田会長、加藤副会長、天野委員、相馬委員、普光院委員、飯田委員、松田委員、  
布川委員、廣田委員、辻委員、山口委員、工藤委員、鈴木委員

### 欠席委員

池本委員、猪熊委員、石井委員、上田委員、坂上委員

### 事務局

澁田子ども・若者部長、知久保育担当部長、堀込子ども育成推進課長、相蘇児童課長、  
松本子ども家庭課長、長谷川児童相談所開設準備担当課長、小野若者支援担当課長、  
後藤保育課長、有馬保育認定・調整課長、荒井保育計画・整備支援担当課長

### 資 料

- 1 - 1 就学前児童調査票(案)
- 1 - 2 就学児童調査票(案)
- 1 - 3 前回調査からの変更点
- 1 - 4 H25 就学前児童調査票
- 1 - 5 H25 就学児童調査票
- 1 - 6 調査依頼文(案)  
(参考)各種調査概要・参考となる関連調査
- 2 児童相談所開設に向けた準備の進捗状況と今後の検討の進め方について  
別紙1 「みんなで子どもを守るまち・せたがや」を目指して  
別紙2 児童相談所開設に向けたスケジュールについて  
別紙3 児童相談所設置に向けた課題の検討体制  
別紙4 効果的な児童相談行政の推進検討委員会検討スケジュールと検討テーマについて
- 3 - 区立保育園のあり方概要図
- 3 - 区立保育園の今後の方向性と果たすべき役割  
(参考)今後の保育施策推進のための保育施設再整備方針(概要版)(H24.2)

(参考) 区立保育園のあり方検討部会報告書

4 ベビーシッター利用支援事業(案)

5 保育の活用・調整基準の見直しについて(報告)

【参考資料】・「世田谷区子ども計画(第2期)」進行状況一覧

・子ども計画(第2期)に基づく取組みにかかる評価検証・課題抽出

## 議事

堀込課長 皆さま、おはようございます。定刻になりましたので、第2回子ども・子育て会議を始めさせていただきたいと思います。本日は、お忙しい中ご出席いただきまして誠にありがとうございます。議事に入るまでの間、進行を務めさせていただきます、子ども育成推進課長の堀込です。どうぞよろしく申し上げます。委員の出席状況ですが、本日、池本委員、猪熊委員、石井委員、上田委員、坂上委員の5名の委員より欠席の連絡をいただいています。また、その他の委員の方は遅れていらっしゃるということです。開会にあたりまして、まず子ども・若者部長よりごあいさつをさせていただきます。

澁田部長 皆さま、おはようございます。子ども・若者部長の澁田です。本日はお忙しい中、第2回子ども・子育て会議にご参加いただきまして誠にありがとうございます。昨日の夕方は非常に強い大雨と雷で、庁舎の方も少し浸水したようですが、皆さまは大丈夫でしたでしょうか。

今回の会議の内容ですが、第2期の子ども計画は平成36年度までの計画となっておりますが、その中に内包されています子ども・子育て支援事業計画調整計画の方が平成31年度で終期を迎えます。その次の計画策定のために、いろいろな調査等を実施いたしますが、今回はその事業計画のニーズ調査の内容や、区の方で進めさせていただいています児童相談所の開設に向けた進捗状況や、区立保育園のあり方の検討などをご報告させていただきます。委員の方々からさまざまなご意見をいただければ幸いです。本日は短い時間ではありますが、どうぞよろしく申し上げます。

堀込課長 ありがとうございます。本日の資料ですが、机の上に本日の第2回子ども・子育て会議次第とともに、一式資料をお配りさせていただいています。資料につきましては、それぞれの議事ごとにクリップ止めにしており、次第の後ろに付けております。説明の都度、内容を確認させていただきます。途中何かありましたら事務局にお申し出いただきたいと思います。

本日は11時半終了の予定です。それでは議事の進行につきまして、森田会長にお願いしたいと思います。

会長 皆さん、おはようございます。8月の終わりは子どもにはどきどきする時期ですが、大学ではまだ夏休みが始まって、少し安心したぐらいの時期です。この暑さで夏休みが終わったら、学校も大変だろうと思いますが、学校に行くのも難儀だし行かないのも難儀だし、学校は大変なところだなというふうに、長く教員をやっていると思うものです。皆さんも多分この

時期、ある種の緊張を持ちながら、8月の終わりを迎えていらっしゃるのだらうと思います。この子ども・子育て会議は、就学前の子どもたちの、子ども・子育ての事業計画が議論の中心となりますが、就学後も重要で、地域でできること、学校でできること、家庭でできること、子どもを中心として総合化していく時期というのが小学校に入っていく時期になります。そういう意味で、私たち自身のやっていることが問われるのが、小学校に入って、子どもが1人で歩き始めていく時期なのではないかと私は思っています。そして、その先の若者になって、もっと1人で育ち始めていく時期というのを見通しながら、ここでの議論を展開させていきたいと思っています。本当にいろいろな問題が起きていますが、ぜひこの地域社会がやらなければならないことについては、私たちとしてはきちんと議論していきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いたします。

本日ですが、進捗状況の報告を受けながら、皆様のご意見をしっかりといただいて、軌道修正しなければいけないものは軌道修正して進めてまいりたいと思っております。どうぞよろしくお願いたします。

それでは、議事の1点目、子ども・子育て支援事業の計画のためのニーズ調査についてです。先ほどお話がありましたが、後期の計画のためのニーズ調査ということになります。ニーズをどう測るかというのはいろいろな方法があって、私たち専門家として言わせてもらえば、ニーズというのが顕在化していれば問題がないわけで、潜在化しているニーズをどのようにきちんと捉えるかが重要となります。予防や早期介入をきちんと見通した形で、調査研究を行えるかということです。量的な調査、そして質的な調査、こういったものを組み合わせながら、この事業計画のエビデンスを作るということになります。

ようやく国の方から指示が出たようですので、それをどのような形で含めながら、ニーズ調査を作り上げたかというところをまずご説明をいただいて、皆さまからご意見をいただきたいと思っております。よろしくお願いたします。

#### (1) 子ども・子育て支援事業計画ニーズ調査について

事務局

それでは議事の1点目、子ども・子育て支援事業計画ニーズ調査につきまして、事務局の方から説明をさせていただきます。最初に資料の確認ですが、資料1-1が就学前の児童の調査票案でございます。次の資料1-2が就学児童の調査票案、その次の資料1-3が前回の調査からの変更点ということでまとめています。資料1-4が前回の就学前の調査票、資料1-5が前回の就学児童の調査票、資料1-6が今回ニーズ調査に当たって同封す

るかがみ文になります。その後ろに、後ほどご説明しますが、参考資料を1枚付けています。今回、資料1-1、2としてお示ししています案は、7月31日に検討部会を開催させていただきまして、いただいたご意見を踏まえたものとなっています。それでは、具体的に内容の説明に入ってまいりたいと思います。

まず、資料1-1、就学前の児童の調査票に関してですが、ただ今会長からお話にありましたように、この調査は5年前、全国一斉の計画策定の流れの中で、国が基本的な調査項目について示しています。部会の際には国から何も示されておらず、ご心配をお掛けいたしました。国からの通知が、先週の金曜日に来まして一応間に合ったというところです。ふたを開けてみますと、実はほとんど修正がありませんでした。基本的には、5年前の調査項目、それに伴う手引きに基づいて実施するとのことでした。修正指示も2点ほどあったのですが、小規模保育事業等、前回から制度化されている部分を反映するといった程度でして、当然すでに織り込んで案を作成しておりましたので、実はほとんど影響がなく、国の今回の通知で何かを直さなければいけないということは生じておりません。基本的に前回の部会でお話したことと別に説明を付けなければいけないということはありませんでした。

資料1-1、めくっていただくとお分かりになると思いますが、網掛けが部分的に入っていると思います。網掛けの部分は、前回の5年前の調査から変更をした部分ということで見てくださいと思います。具体的にどのような観点で変えたというのは、並行して資料1-3を見ていただくと細かく出ていますが、些細な表現の修正については掲載されておりませんので、ご理解をいただきたいと思います。それでは、時間の都合上、基本的には前回の部会を踏まえて作成しているという前提の下で、主だったところを説明させていただきます。

まず2ページです。一番最初に網掛けが出てくるのは問5ということになりますが、ここは設問自体は特に変えていませんが、回答の選択肢を修正しています。前は、「実際に子育てを主に行っている方はどなたですか」という設問で、主にお母さん、主にお父さんとはっきりした選択肢だったのですが、その辺りを工夫しまして、例えば主に母親が行うが父親も行うというような、この辺のニュアンスが出るような選択肢に少し変えています。

続きまして、5ページ、問8-1です。ここも設問自体は特に変えておらず、回答の選択肢を修正しています。前は選択肢が7つほどしかなかったのですが、「その他」というところに回答が集中した傾向がありましたの

で、少し具体的にしまして、14 個ほど、選択肢を載せています。このように、前回の結果を見て、工夫ができるところをしていくというような観点でも修正をしています。

続きまして、主だったところで恐縮ですが、8 ページの問 11 になります。あて名のお子さんの教育・保育事業の月単位の定期的な利用ということで、どういう事業を希望するかというニーズのメインになるようなところですが、前回は、0 歳から 5 歳までの各年齢層ごとに、とにかく希望する施設を全て順位づけなく回答するといった設問だったのですが、どれを一番メインに希望しているのかということが分からない設計でしたので、今回はここを 2 列に分けて、第 1 希望とそれ以外が明確になるように工夫しています。右側の A 群の事業説明のところは、先ほど国の通知でもありましたように、新しい事業について修正を加えています。

続きまして、10 ページ、問 11-1 です。幼稚園関係の区立、私立、その預かりの部分も希望すると書かれた方に対して、預かりのニーズに関してより詳細を聞くように設問の内容を充実しております。

続きまして、問 12-1 です。問 12 で利用しているということを選ばれた方について、その利用されている主なものに丸を付けてくださいということで、現在の制度に合わせまして内容を少し修正しています。

11 ページにまいりまして、問 12 の 3、4、5、6 と次のページにかかりますが、一連の設問が続いています。この部分につきましては、前回から問 12 で教育・保育施設を利用しているという方について、その利用状況と希望をより詳細に答えていただくように少し充実しております。

続きまして、16 ページのひろば事業の利用についてです。部会の中でもご議論がりましたが、問 17 の選択肢 2 の部分です。ここに、現在利用はしていないが、利用したことがある、と記載してございますが、過去に利用したことがあるという状況を把握した方がいいというご意見をいただきましたので、この部分について前回から修正をさせていただいています。

17 ページの災害時関係ですが、前回は問 19 のみ、1 問だけとなっていました。災害の意識や備えにつきまして少し詳細に聞こうということで、問 18 と問 20 を新たに新設をしています。

続きまして 19 ページと 20 ページにかけてですが、子育てについて、心配ごとや悩みごとがある時、誰に相談していますかというところ。前回は選択肢の中に、問 26 にあるような身近な方々と、問 27 にあるような行政機関を一緒にしていましたが、身近な方は身近な方で、今回問 26 でお聞きし、行政機関や専門相談機関については、別で聞くというようにし、問 26 と問 27 を分割し、問 27 の内容については分かりやすく記載をしてい

ます。

続きまして 21 ページ、問 28 です。こちらは設問を新設しているところですが、子育て支援サービス・制度に関する情報をどちらから入手していますかということで、その情報の主な入手先の把握のために設問を追加しています。

続きまして 22 ページです。問 31 と問 32 を新しく追加しています。特に問 32 になりますが、部会の議論の中でもありましたが、子育てに関して、実際に子育て中にいろいろな支援を受けた方が、今度は支援をする側に回るといふことで、世田谷区でもかなりいい循環が生まれていると思います。その部分について問 32 で、ご自身が地域の子ども・子育て支援に携わってもよいというような意向があるかどうかを聞いてはどうかというご意見をいただきましたので、こちらに新しく設問を設定しています。

続いて、23 ページです。問 36、問 36-1 の関連が、こちらも部会の中で、子育て以外にダブルケアの問題というのがあるだろうといふことで、そのあたりの状況を把握する必要があるというご意見をいただきましたので、こちらの設問を設定しています。

以上のように、基本的に部会でいただいたご意見をなるべく盛り込む形でこの案を作っております。新しい設問がだいぶ入りました。新設をしたというのが 6 問ぐらいです。それ以外に、既存の設問の中に枝分かれの設問を増やしたというのもありましたが、新しい質問は今回だいぶ増やせたと思っています。一方で、答えが想定できるような設問もいくつかありましたので、そういうところを削りました。最終的な設問数としては、枝も全部数えますと 63 問で、前回もちょうど 63 問でした。増減なしにうまく収まった形です。ページ数としては 2 ページぐらい増えているのですが、どうしても分かりやすく制度的な部分の説明をしていく必要があるといふことで、少しページ数が増えています。設問の数としては、部会の意見を取り入れてうまく収まったかなというふうに捉えています。

続きまして、資料 1-2 です。就学前児童の調査票と重複するところがありますので、ポイントを絞ってになります。まず、7 ページ、問 12-1 と問 12-2 です。学童クラブを利用したいという希望があった方について、希望する時間を聞くほか、民間学童クラブを希望する方も含め、希望理由を問う設問を追加しています。

続いて、11 ページの問 18、問 18-1 です。ファミリー・サポート・センター事業に関してですが、今回の計画期間の中で、ファミリー・サポート・センター事業が正式に事業として確立していますので、ファミリー・サポート・センター事業についての設問を新設しています。

続きまして、14 ページの間 26 です。普段の保護者とお子さんの関わりについて、当てはまるものを付けていただくということで、新設しています。ただ今申し上げた全ての修正点については、資料 1 - 3 でまとめています。

そして、資料 1 - 6 をご覧いただけますでしょうか。今回ニーズ調査を送付する中に同封するかがみ文ですが、裏面に、今回例の幼児教育無償化の関係のご案内をしています。事務局でも議論をしまして、前回の部会でもお話がありました。今、国で検討が進んでいる、平成 31 年 10 月からスタートするという無償化の件ですが、知っている人は当然そうなるだろうという前提で書きますし、知らない人は知らないままというようなことになってしまうので、この調査の設計としては、今分かっている範囲で概要をお示しし、基本的にはこういうことになっていきますよということのある程度理解していただいた上で、この調査に回答いただくということになります。基本的にその部分を調査設計としては固めておかないと、人それぞれの感覚に委ねるとするのは問題かと思いますので、そのような対応としました。

続きまして、資料 1 (参考) です。今回の各種調査の概略になります。ただ今ご説明しましたニーズ調査、国の統一的な項目をベースにしたこのニーズ調査は、資料 1 (参考) の左側の部分です。本日の会議で、ご意見をいただいて、この場でご同意いただけましたら、必要な修正を図り、今月中ぐらいに調査票を固めて、発送準備に入ってまいりたいと考えております。そして、9月26日に調査票の発送というようなスケジュールを予定しております。

資料 1 (参考) の右側になりますが、5年前も同様でしたが、ニーズ調査以外に、ひとり親家庭、小学生、中学生という、3つの調査の実施を予定しています。こちらにつきましては、今後9月の部会、さらに10月の本会議で、あらためて内容についてご確認、ご議論をいただきたいと思っています。

さらに、資料の裏面をご覧ください。関連の調査が他にもあります。既に第 1 回の会議の際にお話させていただきましたが、今年度新しい調査として、既に動き出している子どもの生活実態調査があります。さらに、若者施策に関する実態調査も新しく着手しています。また、既に平成 28 年度に実施していますが、世田谷区幼児教育・保育推進ビジョンの策定時の調査結果がございます。関連調査の結果がいろいろと出そろってきますので、内容がまとまってご報告できる段階になりましたら、本会議にもお示ししながら、今後具体化していく後期の子ども計画の議論の中で、ご意見をいただきたいと考えています。



説明につきましては以上ですが、先ほど申し上げましたとおり、日程の方が迫ってしまっていて、9月には準備を始めていきたいということです。以上です。

会長

ありがとうございました。この調査に関しては先ほど説明がありましたように、前回の会議で提案されたものが、基本的には国のほうが示すものほとんど変わらなかったということなので、国の指示による変化はありません。そして、部会で皆さんからご意見をいただいたもの、あるいはその後お寄せいただいたご意見というのを基にして、調査票に反映しています。調査票への反映の仕方、まだ意見が反映されていないというようなこと等がありましたら、ここでご意見をいただいて、今日、あるいは今週中には調査票を確定させたいということです。いかがでしょうか。

委員

前回、父親のニーズや地域に参画するという視点でご意見を申し上げて、反映していただきましてありがとうございました。かなり完成度が高いと感じていますので、完成に向けての最終チェックという観点からいくつか意見を述べさせていただきたいと思います。

1点目は、就学前のところの問11で、この依頼文の裏面にもあった、無償化になったという仮定で問11を教えてくださいというところですが、問11には依頼文の裏面をあらかじめ確認してから回答してほしいというインストラクションが必要だと思いますが、その上で、区民の方たちが答えられるのかということが悩ましいです。3歳から5歳はタダになったり、保育料支援が3万円くらい出るというのを年少、年中、年長でどう考えるかということもあり、仮定ではなくて現状でどう考えますかというところを聞いておいた方が現実的なのではないかなと思いました。仮定だけで聞いたら、その仮定のデータがどのくらい信頼性があるのか、どこまでこの裏面のインストラクションを把握して答えてくださったのかというのがいまいち不安です。新しい制度が4月からスタートしようとしています。依頼文の裏面をお読みになって、こういうふうになったらどういうふうにお考えになりますかというのを聞くというのは一つアイデアとして考えられまじ、その方が出てきたデータを少し読みやすいと思いました。

それとともに、問11の仮説ですが、区民の方たちのニーズが5年前より多様化しているのではないかというような読みだと思いますが、大概認可がいいという結果になると思います。多様化している中で、ある程度認可がいいという意識が、多少マーケットベースの他のものや、保育も小規模など、多様化している実態がありそうなのではないかということも考えながら、最終チェックをしたいと思います。

2点目は、父親のニーズという点で、育休のところも細かくしていただ

いて、ありがとうございました。ただ、男性の育休のニーズというのを女性のニーズと同じ選択肢で把握できるのかという点で、きめ細やかな選択肢が必要かもしれないと思いました。「取得するつもりはなかった」、「取得したができなかった」という回答の間には、「取得を検討はしたけれどもしたいまではいかなかった」など、育休という制度の取得は検討しなかったけれども、有給や他の休みをくっつけて、育休的な形で何とか妻の目線に合わせるような形でやったなど、もう少し細かく把握しなくていいのかというところを確認したいです。

また、働き方については、父親、母親別々で聞いています。しかし、後半の設問の子育ては楽しかったですか、何が悩みですかというのは、恐らく母親のことを前提として設定されていると思いますが、母親の気持ちと父親の気持ちは違うと思います。本当に厳格にやるのであれば、最後の問 23、問 24、問 25、問 26 あたりも、母親、父親で分けて、前提としてお父さんとお母さんの気持ちが違うのだという調査設計でいくことも考えられます。お父さんが楽しいと思っても、お母さんがつらいというふうに感じているケースもあり得るでしょうし、どこまで父親、母親、あるいは親のニーズというのを分けて厳密に取る必要があるのかというのを最終的に確認したいと思います。お父さんでもある委員の視点から最終チェックをして、完成度を 100% に近づけたいと思いました。

また、世田谷の行政は信頼できますかという設問で、前回は 7 割ぐらいが信頼できるというとても素晴らしい結果がありました。内閣支持率が非常に低迷する中で、子育て行政をいかに地方行政が下支えしているのかということの 1 つの象徴例というふうに私は感じていました。今回、信頼できるかという設問を削除して、子育てしやすいまちづくりですかという形になりましたが、個人的には世田谷の子育て行政への信頼性というのは今回も引き続き聞いてもいいのではないかと思います。ただ、需要量測定には直接関わるような選択肢でもありませんし、単に区民の意識を確認するという設問になりますので、ページ数との兼ね合いも含めて、他の委員の方のご意見も合わせてうかがいたいと思います。

そして、前回調査の問 9 - 5 である理想と現実についての設問を今回削除しています。希望の時期に復帰しなかった理由として、希望する保育園に入るため、6 割の人が希望の時期に復帰せず、復帰の時期を前倒ししているという実態がありましたので、この設問は削除しない方がいいのではないかと思います。世田谷区の行政の方たちは、東京都や国に区民の声を伝えることによって都の補助金が増えるのか、国に引き続き地方政府でできる、また国レベルでの労働調整でやっていただきたいというふうに、何

回か国の方にも意見を伝えられていたと思いますが、この理想と現実のギャップなどは、まさに国の管轄の普及制度や労働行政に地方政府から意見を言う上での重要なエビデンスなのではないかなと思いました。他の調査で入れているので大丈夫というのであればいれる必要はないと思います。

最後になりますが、問8-1で、「その他」の割合が多かったので、選択肢を多くしましたというご説明がありました。選択肢がこれだけ多過ぎると、パーセントが割れて大丈夫かなと思いますので、できれば少し再カテゴリ化して減らした方がいいのではないかと思います。

会長  
委員

他の方々、いかがでしょうか。

今のご意見についてですが、本当に理想的には今おっしゃったとおりだと思っているのですが、ただ1つ、例えば父親の負担感を分けて聞くというふうになった場合には、回答側の立場になって考えると、主にお母さんが回答すると思うのですが、ここでお父さんの気持ちとなってくると、お父さんが帰ってくるのを待って、これはこう書いてあるから答えてねというふうになると思います。こうなった時に、お父さんも忙しいからほったらかし、そのまま忘れられてごみ箱という感じになりかねないので、少し気を付けたほうが良いと思います。やはり回答する側の負担や、それをどう扱うかというのをよく考えて設問を作らないと、ひょっとしたらそれがネックになって回収率が落ちていくという恐れもあるのではないかなと思います、そこだけが心配になりました。

会長  
委員

お父さんが調査に回答するという家も出てきていると思います。いかがでしょうか。

父親を代表できるかどうか自信がないのですが、父親と母親の気持ちが違うだろうというのは私もそう思いますので、分けて聞くことは意味があるとは思いますが。ただ、おっしゃっていたように、両方とも意見を取らなければいけないとなると、いろいろ回答したいという人と面倒くさいという人というのが両方存在する可能性があると思いますので、回収率は悪くなるのではないかと思います。

もう一つは、育休を母親と父親が、同時に取ったのか別々に取ったのかという話ですが、私は同時には取らなかったのですが、結構多くの方が同時に取っていました。いろいろなケースがきっとあると思いますので、それを分かるようにした方がいいのか、このままでいいのかというのは検討してもいいと思いました。

委員

幼児教育、保育の無償化について、少し私自身も整理できていないところがあるのでお聞きしたいのですが、基本的に対象は3歳から5歳までで、0から2歳については住民税非課税世帯のみ、無償化の対象となりますと

ということで、住民税非課税世帯以外は、3歳から5歳までということですよ。その時に、例えば地域型保育の小規模も家庭的保育も居宅訪問型保育も対象は、0から2歳、そして事業所内保育の場合は3歳以上もあり得ますが、0から2歳が多く、下段の保育ママ、ベビーシッターも0から2歳の利用が多いのかなと思います。こうやって表で載せられると、小規模は無償なのだから、0から2歳も無償のように思ってしまう方がいるのではないかと思います。住民税非課税世帯のみというこの1のところは、しっかり線を引いておいた方がいいと思いました。

それから、調査票の9ページにそれぞれの対象施設の説明がありますが、今、企業主導型保育事業がたくさん増えています。世田谷区の中でも企業主導型保育事業が増えてくると思いますが、ここはあくまでも認可外保育施設です。先ほどの無償化の説明のところでは、認可保育施設の中に企業主導型が入り込んできているような形になっています。国が推し進めているということがあるのでしょうかけれども、企業主導型保育事業は認可外の下に書くべきではないかと思います。そして実際には、この施設の説明を見ると、地域型保育事業の中の事業所内保育事業と、企業主導型保育事業は一見同じです。保護者の方に見れば、会社の中の保育所に子どもを預けていますと言った時に、2つあるとは分からないで預けている方もいらっしゃると思います。ベビーシッターの予算を見ると、企業主導型ベビーシッターに対しての予算が非常に付いています。ベビーシッターも企業主導型のベビーシッターと、制度の中のベビーシッターと両方あるので、そのあたりも説明が必要かと思えます。

世田谷区の話ではありませんけれども、地域型保育の事業所内保育事業で始めたけれども、企業主導型の方がお金がたくさん入るといふようなことで、移行しているところもあると聞いています。認可から認可外に移行するなんて逆の方向なのに、国が待機児童対策のために、自治体を通さないでとにかく保育の受け皿をたくさんどこでも何でもつくってしまえというような動きがあります。保護者が自分のところの施設をしっかりと認識して回答してもらえるように、正しい情報をしっかり記載していただきたいなと思います。

会長  
委員

他にはいかがですか。

2点ほど意見がありまして、1つは、ひろばを開場利用したい曜日についての設問がないと思いますので、その設問は入れられるのかどうかということ。もう1つは、学童クラブが大規模化している傾向があるのではないかと思います。家庭に代わる預かりの場ということとはなかなかできないと思っているので、親御さんの立場で意識を持ってもらえるような、

何かやり方があるのかどうか気になりました。

会長  
委員

他にはいかがですか。

就学児童調査の11ページのファミリー・サポート・センター事業のところ  
です。知っていて利用したことがある、知っているが利用したことがな  
いというところに、登録しているかしていないかというのは入れなくてよ  
いのかなと思いました。登録しているけれども利用していないという人も  
たくさんいると思いますので、もし可能なら聞いておいた方がいいのでは  
と少し思っています。

会長

本質的なところではないのですが、先ほどのお父さん、お母さんと聞いて  
いくと、ひとり親の場合はいくつか回答できないところがありますので、  
非該当であるというようなことをきちんと全てのところに書き込んでいか  
ないと、調査票として問題があると思いました。特に、先ほどの育児休業  
など、ここの設問では全てお父さん、お母さんと聞いていますので、非該  
当であるということの選択肢を入れなければなりません。

それから、先ほどもお話がありましたが、制度自体が同時取得できるよ  
うになってきていて、元々私たちの認識では育児休業は、それぞれが取っ  
ていくものというふうに思い込んでいたのですが、実際のところは今は同  
時に取得して、子育てを共有していくというように、少し変わってきてい  
るのだらうと思います。子育て自体が大きく今変化してきているときの子  
育て実態を把握してみるということがあります。家族はどのように協力し  
合いながら新しい家族を迎え、新しい家族の形というものを形成している  
のか、そこに社会的な養育機関というものがどのように関わっていくのか、  
あるいは関わってほしいのかというあたりのところが見えてくる調査にな  
ってほしいと思います。家族の形や暮らしの形が多様化するというのは当  
然のことなので、そこは意識しなければならぬと思います。

全体の枠組みとして気になったのは、外国人の方も対象になることです。  
また、よく言われますが、視覚障害のある方というのも当然調査の対象で  
すので、その場合は音声で入力できるという形にするのか、合理的な配慮  
をきちんとするということは、調査を実施するときには大事なことだと思  
っています。言語が違う方や障害のある方、そういう方々に対してどうい  
うふうに配慮していくのかということです。その辺りが全体として最終チ  
ェックをかけてみないと、調査票そのものが前提として分かっていないな  
と思わせてしまうと協力度がぐっと減りますので、そういう意味で全体と  
しての配慮をお願いしたいと思います。

働き方が非常に多様化している中で、世田谷区では最近ワークスペース  
のようなものをひろばなどでも用意してきています。子どもと一緒に働く

というような、子育てをしながら離れないで一緒に働くというような、そういう意識というのはどれくらい持ち始めていらっしゃるのかと思われました。家族の形、あるいは働き方や子育ての仕方も変わってきています。

こういう中で、社会的な養育機関である子ども・子育ての事業計画というものを、次の5年間はどのようなふうにご設計していくのか、この視点を最終的なチェックとして入れていただきたいと思っております。

かなりご意見が出てきましたけれども、最終段階ですので、ぜひご検討いただきながら、よろしくお願いをしたいと思っております。また、この調査の協力者数が増えていくような形の取り組みをしていきたいと思っております。よく言いますが、例えば保育園の現場や幼稚園の現場、ひろばの現場などで、声掛けをしていただく、あるいはそれに対するさまざまなサポートができるような形でお願いができればと思っております。回収率が上がって、世田谷区のさまざまな施策を作っていく時のエビデンスとして、きちんと機能するような調査の実施が行えるような協力をお願いしたいと思います。それでは先を急ぎますので、もしご意見があれば今週中に事務局の方にお願いをしたいと思います。よろしくお願いたします。

それでは議事2ということで、児童相談所開設に向けた準備の進捗状況と今後の検討の進め方について、事務局の方より報告をお願いします。

## (2) 児童相談所開設に向けた準備の進捗状況と今後の検討の進め方について

事務局

では、児童相談所開設準備担当課長より、ご報告をさせていただきます。本日のご報告の主旨です。お配りしている資料の主旨の部分にあたりますが、現在の区の準備状況としましては、「効果的な児童相談行政の推進検討委員会」という、外部の有識者による検討委員会を設置しまして、そこで児童相談所を区が設置した場合の、例えば子ども家庭支援センターとの役割分担など、そういった検討を進めております。現時点におきましては、区の目指す児童相談行政の姿といった目標で取り組むというところまで取りまとめたところです。こうした検討が進んでいる中、次期子ども計画の策定にあたりましては、区の児童相談行政の新たな目指す姿というのを踏まえた上でご検討をいただく必要がありますので、本日はその内容についてご報告をさせていただきます。

別紙1と別紙2が付いております。別紙1が、今般の取りまとめられた区の目指す児童相談行政のイメージ図になっています。別紙2が大まかなスケジュールになっています。どのような課題があり、それを今後どのようなスケジュールでこの児童相談所の開設を目指していくかをお示ししております。説明の中で、外部有識者による効果的な児童相談行政の推進検

討委員会という名称が出てまいります、少し省略させていただいて検討委員会という名称でご説明をさせていただきたいと思っております。今回こういった主旨でご説明をさせていただく背景ですが、前回こちらの会議におきまして、児童相談所の設置に向けた取り組み状況、準備状況をご報告させていただきました。その際、こちらの会議等の関わり方の整理をする必要があるというご意見をいただきましたので、そういった整理を今般させていただきます。整理の内容についても、本日のご報告の中でお話させていただきます。

まず、効果的な児童相談行政の推進検討委員会について、2(1)にあります。別紙3で、検討がどのような形で進んでいるか、イメージ図を付けさせていただきます。この概略を一言申し上げますと、この外部の有識者の検討委員会というのは、平成29年度から設置をしまして、平成30年度にかけて2カ年で検討を行っているところです。

区が検討すべき課題としては、大きく3種類ありますが、一番左側のところにあるとおり、特別区のうち22区が児童相談所の開設を目指していますが、それぞれの区の中で考えるべき課題と、あとは特別区全体で共通の課題としてまとめるべきもの、また東京都とご相談、協議をした上で解決していくべき課題というものがあありますが、この中の各区で検討すべき課題の中でテーマを絞って、この検討委員会で検討を進めてきています。2カ年にわたって検討いたしまして、平成29年度の検討の結果というのが、先ほどご覧いただいた別紙1のこういった児童相談行政を目指すかという取りまとめがされたというところの状況です。

その上で、この検討委員会がこういった構成になっているのか、別紙4を付けさせていただきます。別紙4の表側が、平成30年度、この検討委員会がどのような進め方をして、どのようなことを検討されているかを記載させていただいた内容です。構成委員につきましては、別紙4の裏面に構成委員を書かせていただいております。学識経験者、関係機関、その他庁内の委員から構成をさせていただいているところでして、こちらの会議のメンバーにも一部ご参加いただいている方も中にはいらっしゃるという状況です。こういった形で、児童相談所の検討というのを進めていまして、外部の検討委員会からは区に対する提言という形で、児童相談所の専門的な部分についてのご提言をいただき、それを区の計画の方で検討させていただきます。反映するというのをやりながら進めてきている状況です。

しかしながら、ここで1つ、今後進めていくにあたって、前回のこちらの会議でもご指摘いただいたとおり、どうしてもこの児童相談行政の別紙1にあるようなものを目指すという上では、地域との関わり、支援との関

係の整理というのは、絶対に欠かせないものでありますし、児童相談所を区がつくったから、それだけで解決するというものでも当然ありません。地域とのネットワークを生かした、子ども家庭支援センターの新機能を生かしていくというのも必要です。例えば別紙1の右上の方のイメージ図では、丸で囲んである児童相談所の機能という中に医療機関の機能を有効に組み合わせた支援などを記載しております。児童相談所だけではなく、こういった地域の支援機能と有効な連携を取りながら新しい形の児童相談行政をつくっていきたいと考えています。それが左側の区が目指す児童相談所と子ども家庭支援センターを一元的に運用する姿になります。目的は何かといいますと、予防型の児童相談行政の実現です。こういったところを進めるにあたっては、こちらの会議の中でも次期子ども計画の中に関わってくる、地域の子育て支援というのがテーマに含まれてきます。先般こちらの検討委員会におきまして、子ども・子育て会議との役割分担、今後の検討というのをどのように進めていくかを意見交換させていただいたところです。検討委員会の委員の方々は、国の審議会等の児童相談所の在り方の検討にも関わっていただいている方々や地域の関係機関の方々がいらっしゃいます。地域の子育て支援までを含むと、かなり広いテーマになりますので、この検討委員会の中の限られた時間の中での検討というのは限界があるということもありますので、そういった役割分担をしていく必要があるということを整理させていただきました。

それが、こちらの1枚目のかがみ文のところにある3です。部会での検討状況と書いていますが、検討委員会の中の部会で意見交換をした内容をこちらに抜き出しております。検討委員会として、今後区の子育て支援を考えていく上でこういった視点での検討が必要という意見を整理させていただいております。逐一ご紹介というのは省略させていただきますが、冒頭の森田会長のお話にあったような内容が、共通する認識です。専門的な部分の検討については、引き続き検討委員会で検討を行いつつ、検討委員会の中で挙げられた意見等を踏まえて、今後この子ども・子育て会議の中の次期計画の中に反映していきたいと考えております。この児童相談所が区に来た後の子育て支援を含む全体の在り方の検討というのは、こちらの会議の中でのご検討に委ねたいと考えているところです。

本日は、整理させていただいたというご報告ですが、児童相談所の検討状況、こういった仕組みを目指すかなど、今後必要があれば、そもそもの児童相談所の役割、法的な位置付けやそういったところについても、ご説明させていただきたいと考えています。前回の会議でいただきました宿題の1つとして、どのように役割分担をしていくかという考え方をこのよう



に整理をさせていただいたところです。ご説明については以上です。

会長

ありがとうございます。ここから少し時間を取らせていただいて、質問とご意見をいただきたいと思います。

皆さんにお考えいただいている間に、私はとても気になっているのですが、この別表1のところの右上の図にいろいろな機関がある中で、「せたホッと」がここに入っているのですが、「せたホッと」はこの位置でいいのでしょうか。児童相談所と世田谷区の子ども権利擁護機関の関係性は、子ども家庭支援センターと児童相談所がどういうふうに関連付くかということと同じぐらいとても大事な問題です。やはり子どもたちが権利侵害をされたと思う時に、相談調整が要請できる機関ですし、監督権も持っている「せたホッと」がこの中に入り込むという形でいいのかどうかということです。

当然私は、児童相談所に対しても権限を持つぐらいの強い権限を「せたホッと」には持っていただきたいというぐらいのことを思っています。児童相談所というのは、最後のセーフティネットという位置付けにするわけにはいかないのです。行政機関ですので、やはり行政機関の中で子どもの権利侵害が起きるといふこともあり得るわけです。「せたホッと」は今後どのように機能していくのかということをごここでしっかりと調整していただく上で、児童相談所の設置に向かっていたいただきたいと思います。

一時保護についても、当然ですが世田谷区として安全で、そして子どもたちが安心できる一時保護の実施を私たちは願うわけで、ここでの処遇の質というものは、世田谷区が責任を持って実施していただかなければ困ります。今までは保護の部分というのは、警察や児童相談所という形で、都のほうに全部委ねてしまっていたわけですが、そこをどう世田谷区としての計画の中に取り込みながら、子どもたちへの責任を果たしていくのかということについて、ぜひ考えていきたいと思っています。

ということで、いかがでしょうか。皆さん、少しお考えいただけましたでしょうか。

委員

部会のテーマの1つに、非行という部分が入ってきているわけですが、非行に関しては非行相談というカテゴリもありますし、ネグレクトと非行との関連も大変強いと思います。家庭内における暴力行為や学校での器物損壊も統計的に増えてきており、子どもたちに対するさまざまなストレスのようなものが関連していると思います。非行に対する地域での支援機関ということになってきますと、更生保護の領域に関わってくるかもしれませんが、特に地域での子どもたちの地域復帰や地域支援という部分では、保護司の役割なども大変重要になってくると思います。そのあたりをどう位置付けていくのかというようなことも検討いただければというふうに思

います。

委員

別紙1の左側の図です。私は家庭に児童を帰す前の家族の支援と見極めというところが非常に大事だと思っているのですが、ここに関わるチームや組織というのは見えにくくなっています。地域の子育て支援と連動していければとてもいいのですが、子ども・子育て会議でも仕組みを議論しないと、行政の中だけでやりとりをされてしまって、地域から信頼関係や仕組みというのが見えなくなっています。個人情報の問題などもありますので難しいのですが、どうやって日常的な支援とつなぐのかというところを皆さんからうかがいたいと思いました。

委員

前回の会議で、都から区に変わるとどう変わるのかとうかがったところ、情報が変わってきますとおっしゃっていました。区になるので、児童相談所の現場の状況というのが生かされるのだろうと思うのですが、この右上の図の中には区民の人たちが入っていますが、どのように情報共有されるのでしょうか。例えば、隣の家が実際テーマになっている時に、その人が関わりたい、してほしいといった時にはどのように協力を求めるのかということです。情報が共有されないのだったら、区民にとっては都と変わらないと思います。区のサービスに対しては変わってくるかもしれないというところの線引きが難しかったり、少し間違えると協力が全然得られなかったりということが起こり得るのではないかと思います。

委員

今のご意見との関連で、このことが区民の方たちにはどのように発信されるのでしょうか。「せたがや子育て応援ブック」が4月にできましたが、児童相談所の話が91ページに少しだけ出ています。区民の方たちにとっては子育て、生活一般に関する相談のところとの絡みで、もっと児童相談所の話が出てくるのか、内部的なものなのかどうなのかというのをおうかがいしたいです。

会長

今のお話、今度の委員会にぜひ持ち帰っていただきたいのですが、児童相談所という介入から、最終的に子どもの命を救うといったところまでの大きな機能を持つ組織が区の施設になるということです。障害や非行、養護など、さまざまな問題があるわけですが、一番大事なことは、子ども支援機関が丁寧に予防的な機能をしっかり果たしながら、最終的には子どもたちを保護できる行政機関として、世田谷区がその責任を持って配置できるかです。先ほどから皆さんがおっしゃっているように、いったん保護された子どもが地域に戻ってくるという時に、どれだけ丁寧にその子どもたちや子育て家庭をサポートできるかということです。この連携が密に行われて、手厚く行えるということがない限りは、これを世田谷区の中に持ってくる価値というのは、なかなか見えないということになってしまいま

す。仕組みとの連携接続というものを「のりしろ」といつも言っていますが、「のりしろ」がどれだけ厚いかということが、子どもの施策では重要です。落ちないように、どれだけ重層的に機能させられるかがとても重要だと思います。預けたり戻したりという、キャッチボールのところは非常に重要になってくるので、そこを丁寧にやっていきたいと思っています。

子どもや子育て家庭にとって、強権型の行政にならないように、児童相談所を持ってきた時の変化というものがきちんと位置付けられるような形にしていただかないと、世田谷区が今目指そうとしている子どもに優しいまちにつながっていきません。ぜひ実現するために、児童相談所の具体化というのをお願いしたいと思っています。多分皆さんが今おっしゃったことはだいぶここに集約できるのではないかと思いますので、よろしくお願ひしたいと思っています。

事務局

今お話しいただいた中で、何点か現在検討が進んでいる部分があります。最初の説明では足りなかった部分を補足説明させていただきたいと思ひます。

まずは会長からご指摘いただいた「せたホッと」のイメージ図の位置付けについてですが、ここは見直しをさせていただきます。一方、一時保護の間の子どもの権利をどのように守っていくかをはじめ、いわゆるアドボカシーの点につきましては、検討委員会では非常に重要なテーマとして今検討されています。その辺につきましては、またこちらの会議で共有させていただきたいと思ひます。

また、区民へどのように情報提供するのかというご意見が、お子さんを家庭に戻すときに地域がどのように支えるのか、地域の力をお借りするときのように情報共有していくかというご意見につながるのだろうかと思ひます。私どもの目標としては、これが徹底されることによって、再発の予防と、一度課題を抱えた家族がもう一度地域の中で暮らしていけるようにするという形をつくりたいと思ひています。保護司との役割分担についても全部つながってくるテーマだと思ひています。家庭に戻す時の支援、地域というのはどのような役割を果たすかというのは、まさにこの子育て支援の一つ一つのテーマにもつながってくると思ひますので、またぜひこちらの方でご議論させていただきたいというふうに思ひています。ご意見につきましては、検討委員会の方とも共有させていただきます。ありがとうございます。

会長  
委員

他にはいかがでしょうか。

東京都児童相談所ですと、地域の中に入ってくるということでは、どうしても組織が違うので、はたから見るとなかなか円滑に進まないところも

あります。今度は、同じ区の中でやっていただいくので、もっと柔軟にできると思いますし、実際に期待をしています。

委員

一時保護所についてですが、私は学生の実習訪問で他都市の一時保護所に5～6カ所行ったことがあるのですが、あまり居心地がいい環境ではなく、もう少し何とかならないのかなと思うことが多々ありました。本当に引き剥がされている傷ついた子どもが、そこに行って心を落ち着かせて、本当に安心できる、先ほど会長がおっしゃっていたように、その環境の大事さというのは本当にあると思います。ほっとできる、落ち着いて居心地がよくて温かい一時保護所を作っていただきたいと切に願っています。

会長

ありがとうございました。次の計画では大きな課題の1つになってきますので、こちらの会議の方でも議論させていただき、見直していきたいと思っておりますのでよろしくお願いします。

それでは続きまして、3つ目の議事ですが、区立保育園の今後のあり方について、事務局からお願いします。

### (3) 区立保育園の今後のあり方について(案)

事務局

昨年度は、区立保育園のあり方についてご議論いただきまして、ありがとうございました。いただいたご意見を集約させていただいた最終的な形のもの、資料3の一番最後に冊子の形でつけさせていただいております。まずはそちらをご覧くださいと思います。

昨年度おまとめいただきました提言の中身といたしましては、(1)養育への支援が必要な家庭等への支援、虐待の未然の予防的な取り組みといったところで、保育園が果たす役割は大きいのではないか。(2)地域の子育て支援、区立保育園で民間の保育施設でもすでに行っている多様な子育て支援事業を参考にしながら、特に、区立保育園で地域子育て支援の柱の1つである一時保育について抜本的な見直しも必要なのではないか。(3)他の行政機関との連携、区立保育園が行政機関として果たす役割は非常に大きいのではないか、災害時に災害対策本部と連携して果たせる役割も大きいのではないか。(4)保育の質の確保のための地域連携、多くの民間保育施設が安定した保育園運営を行っており、数の増加に伴い、巡回指導等を強化しているが、新規開設で不安を感じている施設があるといった場合に区立がどういった役割を果たすのか。また、大量退職や突然の事業停止についての想定や保育ネットの存在の重要性の増大についても記載をいただいております。

章立てを分けまして、5ページに職員の人材育成がますます肝心になっ

てくること、ソーシャルワークにおける技術の援用が必要になってくるということや、区立保育園の公平性・平等性を重視するあまり、個々の支援ニーズに対応する柔軟性を欠く場面があるといった内容について記載しております。

7ページのところで、こうした今回の議論をもとに、行政直営である区立保育園は、子どもや家庭の状況を直接的に把握し、子ども家庭支援センターと連携し、今後の児童相談所の移管を見据え、区において具体的な取り組みを検討することを期待します。「子どもがいきいきわくわく育つまち」の実現に向けて、今後の展望を期待するとまとめていただいております。

この間、年度末に報告書をまとめていただいたものを、区として受けさせていただき、区立保育園が今後どういった展開を歩んでいくべきなのかを検討してまいりました。最終的には冊子にして、11月くらいには庁内の意思決定、それから報告という流れを取らせていただきたいと思います。但し、本日は、その入口の部分をもとめた資料がございますので、ご説明させていただいて、ご意見をいただければと思っております。

資料3 - をご覧ください。先ほどの提言を反映させた形になっておりまして、まず、あり方を検討するにあたって、背景を踏まえなければなりません。課題の整理ということで、 から まで記載しております。例えば課題 は、保育施設が急増していて、アドバイスが必要な事例が増えていること。課題 は、指針の改定を踏まえて、区立保育園として質の高い保育を提供する必要があること。課題 は、子育て力の弱体化、地域社会の希薄化によって、子育て家庭を支える周囲の環境が乏しくなっていること。課題 は、児童相談所移管に向けて、虐待の件数が増加しており、予防的な取り組みが必要となってくる。課題 の災害時ことや、課題 緊急時のこと、課題 医療的ケアの必要性などについて記載しております。

これらの課題を踏まえて、区立保育園がどういった方向に向かうべきなのかを3つの方向性として示しています。方向性1、保育の質の維持・向上に取り組み、保育・幼児教育の充実を図る。方向性2、支援が必要な子どもや家庭へのサポートをより一層、推進する。方向性3、在宅子育て家庭への支援を充実させることで、子育てしやすい地域づくりに取り組む。これらを通じまして、「子どもがいきいきわくわく育つまち」の実現を図っていくということとしています。

これらの方向性を踏まえた上で、改めて区立保育園とはどんなものかという定義を記載しております。地域における身近な公設の児童福祉施設として、「子どもの育ちのセーフティネットの中核」としての役割を担い、す

べての子どもの安全と健やかな育ちを保障する、ということで構成しました。

方向性を構成するにあたって、区立保育園を取り巻く社会情勢について記載しております。区内での保育を取り巻く環境が大分変わって来ています。施設が急増しており、待機児童数は若干減少していますが、予断は許さない状況で、こういったことを踏まえた上でどういう形で整備をしていくべきなのか考える必要があります。

さらに、方向性を具体的に、どういう役割を担っていくかを整理したのが、資料3 - です。もう一枚は、平成24年の時の資料でして、保育施設の再整備方針といったものを区では定めておまして、区立保育園の統合等について施設の老朽化の状況に合わせて進めています。来年4月から最初の統合園がスタートするという状況でして、この方針にそって進めてきておりますが、平成24年から今までの状況と先ほどご提起いただいたことを踏まえた時に、区立保育園が全体としてやっていることに追加でどういうことが必要なのか、総量としてどういうふうにやっていくべきのかなどを再整備方針をもとにしながら、修正していく必要があると考えております。

果たすべき役割について整理をしたのが、資料3 - になります。先ほどの3つの方向性に合わせて、(1)から(6)まで整理をしております。(1)保育の質の維持・向上、(2)より質の高い教育・保育の提供、(3)支援が必要な家庭の早期発見及び対応、(4)配慮を必要とする子どもや保護者への支援、(5)地域子育て支援機能の充実、(6)災害時や緊急時におけるセーフティネットとしております。必要となる役割を具体的な施策に盛り込んだものを、現在作成しているところです。

参考でつけさせていただいた再整備方針では、保育施策の推進で、具体的にどういった手法でやっていくべきなのか、ハードの老朽化に伴う施設整備をどういうふうにやっていくのかということで少し整理をしています。その1つが統合という形ですが、ハードの部分についても合わせて考えていかなければいけません。こういったことを現在、整理して、作成を進めているところでございます。なにかお気づきの点がございましたら、ご意見をお伺いしたいと思っております。

会長

時間が限られていますので、今日ここで全体で共有しておきたい方向性みたいなものだけご発言いただいて、あとは直接、事務局の方へ出させていただきたいと思えます。少なくとも、去年、あり方検討会を部会として設置していますので、そこでの意見を踏まえて対応をしておきたいと思えます。方向性についてご意見があればお願いします。

委員                    とても分かりやすくまとめていただいたと思いました。基本的にはこの方向性で進めていただければ良いと思っているのですが、3枚目の参考としてつけていただいている資料の「区立保育園の再整備にあわせた保育施策の推進」のところで、「(2) 保育施策を推進するための手法の概要」として、「老朽化が進む区立保育園を統合、移設もしくは閉園します」ということが既定事項となっています。こういう方向性で行った場合に、新しく掲げられた区立保育園の役割といったものが本当に地域に根づいて行っていけるのか、また、保育定員がものすごく大きくなるような施設というのは、ある意味、子どもや家庭にとっては不親切になりがちなので、この部分を新しい方向性との間でどういうふうに消化していくのかというのが、疑問に思いました。

委員                    区立保育園のことは分かりやすく書かれていますが、私立幼稚園とか地域の子育ての中で、この議論があるということは、前提としての話なのでしょう。また、無償化の話は議論の中であまりなかったので、無償化という新しい環境の中で示さなくてはならないと思います。

委員                    地域型保育事業や小規模や家庭的保育、事業所内保育所、そういったところには、連携保育所を置かなければならないという規定がありますので、当然、地域の区立保育園などが担うことがとても多くなってくると思います。連携保育所になった私立保育園の意見として、連携と言っても具体的に何をしたらいいのか分からない、区立保育園などに聞きながらやっていくしかない、という話を聞きました。そういった連携しなければならない小規模や認可外に対しての指導や連携の中身をリードして持っていただきたいと思います。

委員                    保育所型の子育て支援や子育て支援拠点というのを丁寧に書いていただきたいと思います。また、地域との連携が文言にはありますが、具体的にないので、そこもぜひ取り組んでいただけたらと思います。

会長                    とても大事なことは、区の子育て行政が変わったら真っ先に変わらなければならないのが公立保育園という認識を持てるかどうかだと思います。一番変わらなくて時間がかかっているのが公立保育園ではダメで、一番最初のスタンスがとても大事で、端的に言えば、もし仮に、私立保育園でほとんどの保育士が辞めてしまったという事態が起きたら、公立保育園の保育士は手伝いに行って、すぐにでもその保育園が機能するくらいの役割を果たす。あるいは、災害が起きたら、最大の救援活動ということで保育活動を展開できるようにある必要があります。つまり、区立保育園というのは、危機的状況や地域の大きな変化を真っ先に捉えて敏感に対応して、さまざまな市民や民間の機関がやっていくものに対する支援をしていく、

そういう拠点になるという決意が全てのところに表れているというあり方であってほしいと思います。

例えば、他自治体では、0、1歳の子どもの受け入れの状況とか3歳の受け入れ状況とかを見ていくと、公立保育園は完全に0歳の受け入れをやめて、1歳からに切り替えるというような取り組みをせざるを得ない、という決断をしている地域も出てきています。公立の保育所・幼稚園はそういう役割を果たさなければならないという使命を持っていただきたいというのが、私のお願いです。

それをどういう形でやるかについては、専門委員会や現場とか保護者の方たちと議論をしていながら作り変えていきますが、平成24年の資料が出てきて、それが肅々と今も引き継がれていて、来年新しい保育所が作られるということでもよろしいのでしょうか。この6年間に保育園は何倍になったのかということを考えて地域を見ると、すでに0歳のところがいまだに空いているところがあると聞きますし、1、2歳のあたりでも空いているところがあります。そういう状況で、今検討しなければいけないのは、もっと現場や地域の変化、子育て家庭の変化にきちんと対応できるように公立保育園であるためにはどうすればよいかということだと思います。皆さんのお気持ちですので、厳しく申し上げておいて、次の報告書で迅速な対応をお願いしたいというのが希望でございます。よろしく申し上げます。

それでは、まだ2つ議事があるのですみませんが、東京都ベビーシッター利用支援事業の議事に移らせていただきます。先ほどの議題も、もしご意見等ありましたら、あらかじめ事務局の方にお寄せいただきたいと思います。これにつきましては、9月に入っても大丈夫です。

#### (4) 東京都ベビーシッター利用支援事業について

課長

それでは、ベビーシッター利用支援事業案について説明します。本日は東京都が示す事業案をお示ししていただき、世田谷区として本事業を実施することを決定しているものではありません。ベビーシッター事業についてどのようにお考えなのかご意見をいただきたく、議題とさせていただきました。現在ベビーシッターを利用している区民の方々から、本事業の実施を希望する声上がる一方で、区としてはやはり都の事業スキームが、詳細が決定していないこと、また事業も平成31年度までの時限措置であること、また区がベビーシッター事業に関与することに伴う保育の質の確保の観点等から、本事業への区の関わりに困難性を感じているのが担当所管としての考えです。そこで本日は、委員の皆さまから都の事業にかかわらず、ベビーシッター事業に対する忌憚のないご意見をいただきたいと思っ



ております。どうぞ、よろしく申し上げます。

会長  
委員

分かりました。ご意見があればお願いします。

このベビーシッター利用支援事業は、都が随分お金を出すということでこ入れされているので、世田谷区でもやったらどうかという意見は出てくるとは思うのですが、世田谷区の保育事業の中にこれを位置付けるということについては、私は慎重に考えたほうがいいのではないかと考えています。ベビーシッターというのは基本的に個人の保育で、密室での保育になります。その質というのはほとんど個人の資質に依存します。そういう意味では、大手ベビーシッター会社などでは研修等を行って、ベビーシッターの資質の確保ということに努力はされていますが、これを自治体の事業として位置付けた場合には、その個人の資質による保育の質というものにどのように自治体が関わっていくのでしょうか。ベビーシッター会社という民間事業者が介在する中で、その質を見極めていくことは非常に難しいことが考えられます。現実に、私のそばでは既に先行する他区のベビーシッター利用支援事業を利用した方もいらっしゃるのですが、その方はご自身で自宅にウェブカメラを付けて、1日気にしながらの仕事となり、かなり大変だったそうです。しかも、来るベビーシッターは毎日違ったようです。とてもいい人もいましたが、基本もできないようなシッティングをするシッターもいたとのことでした。

そういった形で、もうひとつの別の区も先行してこの事業をやっていますが、元公立保育園の園長がシッターの来ている家庭を巡回して保育を見て回っているので大丈夫、というご案内がその区のホームページに載っています。そういった方法ももちろんあるとは思いますが、ただ、保育の整備の仕方というのはそれぞれの自治体の考え方があると思います。個人の保育というものを区の事業としてやらなければいけない状況なのか、あるいは今続けている施設の拡充、そして質の確保という中で待機児童対策をやっていくのかというのは慎重に考える必要がありますし、私は今ここでベビーシッター事業に頼る必要性があるというふうにはあまり考えていません。保護者の方は自宅で見てもらえるなら安心、マンツーマンの保育だからいいというふうにお感じになっている方もいらっしゃると思うのですが、子どもにとっては保育者が日々入れ替わったり、場合によっては1日に2交代するというのは問題ではないかと思えます。今シッター会社もベビーシッターが非常に不足している状態で、果たしてこの事業がスタートした時に、本当に資質が十分なシッターがそろえるのかどうかという点も要チェック事項になってくるかと思っています。

委員

ベビーシッターの利用ニーズから言うと、やはり増えているとは思いま

す。うちの保育園の今年の特徴から言うと、0歳児保育の延長保育が増えました。なぜかという、ドクターがその中に2人いることや、土曜日の延長保育、0歳児の延長保育をきちんとできるというところで、だいがベビーシッターや二重保育の利用というのは少なくなっていると思います。普通の保育施策の中で、改善できる点がいくつかあるのではないかというふうに思います。

委員 一時保育のニーズというのはとても高いですが、保育施策の中で改善できること、既存の一時保育のニーズでより応えていくべきことがあると思いますので、そちらの方が重要な課題だと思います。社会経済的に困難性を抱えている世帯、ダブルケア世代や、緊急な期間限定で柔軟性のある、来てくださるといような支援を必要としている方たちも一定数いますが、なかなかこのフレームだと難しいと思います。

委員 障害者支援の中に出てくる緊急介護人という制度があります。それは、自分で選んだ人に対してこの人が介護していいですよというもので、お金が払われるという制度だと思いますが、例えば、子育てがある程度落ち着いた友達に頼んで、その人にお金が払われるなど、親が決めて、それを頼みやすくするということがあると使いやすいと思います。

会長 今おっしゃったのですが、実はベビーシッターに近い制度としてファミリー・サポート・センター事業がありますが、いざ利用したいという時には利用しにくく、ベビーシッターの方が利用しやすいというような背景があるとは思いますが、その背景となっているものが変わった時には、ベビーシッターのニーズ自体も変わっていくだろうと思います。なぜ使いにくいかというと、運営の問題や、既存の制度の問題があると思います。今の課題に向けて変更修正ができるかが重要になります。全国、あるいは世界を見ても、同じ仕組みでこの問題を克服しているところはたくさんありますので、それを克服できない世田谷の問題ということについて、私はもっときちんと議論をした方がいいと思っています。皆さんの中でご意見がありましたら、いただいております、次年度以降、ベビーシッター利用などについても考えていきたいと思っています。

それでは最後の課題になりますが、保育の利用・調整基準の見直しについて、お願いします。

#### (5) 保育の利用・調整基準の見直しについて(報告)

課長 続きまして、保育の利用・調整基準の見直しについてご報告させていただきます。資料5の1の「主旨」の2段落目ですが、平成28年度に子ども・子育て会議において、保育の利用調整・基準について最終報告をご提言い

いただきました。この提言等を踏まえ、見直しが行われた件についてご報告します。2の「見直し項目」ですが、昨年度さまざまなご意見をいただきまして、保護者のいずれかが未成年である場合の優先利用について対応させていただきました。また、参考ではありますが、最終報告に基づき、介護が必要な家庭、保育士の優先利用について、昨年度見直しがされています。3の「背景」につきましては、記載のとおりです。4の「現状」ですが、最終報告を踏まえまして、昨年度から保護者のいずれかが満18歳未満である場合の優先利用について、運用を開始しているところであります。1件だけ保護者からのご相談、申し込みにつながっていますが、明記がされていないということもあり、まだまだ周知が足りておりません。今回、子ども・子育て会議においてご意見をいただきましたので、明記をさせていただく方向で進めます。5の「対象者数」につきましては、さまざま記載をさせていただいていますが、世田谷区においては概ね15名から20名が最大で、この対象になるのではないかと想定しています。6の「他の自治体の事例」は記載のとおりですのでご覧いただければと思います。7の「区としての対応」ですが、子の誕生日に保護者のいずれかが満18歳未満で、かつ、保育が必要な場合については保育のごあんないの保育の利用基準に明記をすることとしております。8の「保育のごあんない」ですが、新旧対照表にありますとおり、9月3日から周知のごあんないに明記をさせていただいているところです。こちらにつきましては、1年間ご議論をさせていただきまして、ここまで来ましたので、ご報告をさせていただきます。

最初の1ページに戻っていただきまして、2の「見直し項目」の参考についてです。育児短時間勤務等ですが、こちらもさまざま保護者の方々からご意見をいただいております。こちらの制度は開始してから5年以上経過していますが、育児短時間勤務を取得している保護者を中心に、本制度の廃止を望む声が多くありまして、私立保育園の代表の方々からもご意見をいただいているところです。一方で、育児休業制度のないフリーランスの方や短時間の働き方の方などからは、待機児童となっている保護者がいますので、制度自体に対する不満の声があるのも正直なところで、相反する意見が区のほうに寄せられています。区としましては、待機児童の解消状況も踏まえながら、最終的には仕事と育児の両立を支援する方向で見直しを図っていきたいと考えています。説明は以上です。

会長

今ご報告がありましたように、誕生日に保護者のいずれかが18歳未満のもので、かつ、保育が必要な場合というのは、要するに本人が必要であると申し出るということです。私も他の自治体の例は全部把握していますが、

予定したとおり、非常に効果的な施策であると思っていますので、ぜひ進めていただきたいです。こういった形できちんと保育所が役割を果たすことが、今後、親が地域で子育てを可能な限り行っていくために必要となると思いますので、ぜひともお願いをしたいと思っています。

委員

今説明のあった見直し項目の 育児短時間勤務等について、私立園長会連盟としても要望書を出しているようです。具体的には5歳児クラスになって育児時間を取っている場合にはやめなければならないという制度ですが、現状は、4、5歳児の定員割れがとて多くなっています。育児短時間を取り続ける人たちに対して、そのまま続けて保育できるようにしてほしいという要望を今出しています。先ほど、24年からいろいろなものが変わっていないというふうにおっしゃいましたが、子育て支援や少子化対策などいろいろな制度がずっと変わってきている中で、育児短時間を取り続ける方たちがとても増えているのです。いったん退園届を出して、また入園申し込みをして、そこで入園の審査にかかるわけですが、健康診断をやり、面談をやり、そしてまた再度入園というような事例がこの間いくつもあります。親の問題や国の制度の問題、世田谷区の問題などいろいろあるかもしれないのですが、育児短時間を取れるというありがたさというのを私たちは親子を見ていてよく分かります。その辺りを制度が変わり、子育て事情も変わってきている中で、そろそろ見直しをしてほしいと思います。待機児童の解消状況も踏まえながらということですが、平成31年度の申し込みや、子どもたちが在籍する状況からも、その辺りは融通を利かせていただきたいなと思います。

委員

周知についてですが、保育のごあんないにより周知とありますが、高校や大学の学生支援課などへの周知なども、もしよろしければご検討をいただきたいと思います。今大学は、女子学生に対して結婚、ライフプラン教育などがあって、そういう中で世田谷区では、このような若者に対する子育ての支援があるよというような話があればいいと思います。

委員

今のお話をうかがって、本当に切実だと思いました。世田谷区は待機児童数を減らしていますし、実際に年長児に空きが出ているという状況の中で、見直しの検討は必要だと思いました。なぜ5歳児でやめなければいけないのか、その辺りは根拠がなくて、単に自営業者や育児時短の恩恵を受けられない人との公平性のためだけにこの規定が設けられているのではないのでしょうか。労働制度のいい部分を保護者が活用して、安心して子育てができるように、ぜひとももう一度検討していただければと思います。

会長

資料5につきましては、今まで議論してきたものが具体的に今どういう状態になっているかということのご報告だったと思います。 のいわゆる

ダブルケアの場合は、既に適用、 保育士等の子どもを対象とする保育所等の優先利用というの、今年の4月から適用となっています。そして今回ですが、 保護者のいずれかが未成年である場合の優先利用については、9月から保育のごあないに適用ということです。

育児短時間勤務については、高い年齢の子どもの場合、子どもの集団の中での教育的体験に対する配慮をお願いしたいというご意見が出てきたと思います。よろしいでしょうか。

少し時間が過ぎてしまいましたが、これで私の方からは終わりにします。ありがとうございました。

事務局

本日はさまざまな貴重なご意見をいただきました。大変ありがとうございました。最後に事務連絡ですが、本日お配りした最後のクリップ留めの資料は、議事では使いませんでしたが、今後の議論に必要なかと思しますので、必要に応じてお目通しいただければと思います。

最後になりますが、次回の日程の関係です。事前に調整をさせていただいていまして、候補日を2つほど設定しています。10月の23日(火)午前、または30日(火)午前です。

(日程調整)

今回は、10月23日(火)午前ということでご予約をいただければと思います。詳細につきましては、またご案内を差し上げたいと思います。

それでは、以上をもちまして第2回子ども・子育て会議を閉会とさせていただきます。本日はどうもありがとうございました。